

埼玉県生活環境保全条例の特定化学物質に係る独自物質の報告実績等について

		埼玉県	H30実績 (件数)	H29実績 (件数)	H28実績 (件数)	東京都	大阪府
報告要件	業種	24業種				なし	24業種
	従業員数	事業所単位 で21人以上				なし	事業者単位 で21人以上
	年間取扱量	500kg/年以上				100kg/年以上	1t/年以上
報告項目	従業員数（事業者）	○				○	○
	従業員数（事業所）	○				○	○
	業種名	○				○	○
	事業内容					○	
	用途（使用目的）					○	○
	取扱量合計	○					
	使用量	○				○	○
	製造量	○				○	○
	取り扱う量	○					
	製造品としての出荷量					○	
報告期日	翌年度6月末日				翌年度6月末日	翌年度9月末日	
独自物質	アルミニウム（粉状のものに限る。）	○	14	13	13		
	アンモニア（アンモニア水を含む。）	○	87	86	89		●
	イソオクタン	○	7	8	8		
	イソホロン	○	17	15	14		○
	塩化水素（塩酸を含む。）	○	168	172	180	○	●
	塩素	○	18	13	16	○	●
	キャプタン	○	1	1	1		
	クロルスルホン酸	○	1	1	0	○	
	クロロブレン	○	0	0	0		○
	コールタール	○	1	1	0		
	コールタールピッチ	○	1	1	1		
	五塩化りん	○	2	1	1		●
	三塩化りん	○	1	1	1		○
	ジエタノールアミン	○	18	15	15		
	ジエチルサルフェート	○	2	3	2		
	シクロヘキサノン	○	66	63	59		○
	ジメチルアミノエタノール	○	8	8	8		
	N, N-ジメチルエチルアミン	○	0	0	1		
	1, 1-ジメチルグアニジン	○	0	0	0		
	臭素化ビフェニル（臭素数が二から五までのもの及びその混合物を除く。）	○	0	0	0		
	硝酸	○	96	94	96	○	●
	タルク（アスベスト様繊維を含むものに限る。）	○	1	4	4		
	炭化けい素（繊維状のものに限る。）	○	0	0	0		
	テトラヒドロフラン	○	26	26	27		
	テトラメチルエチレンジアミン	○	1	1	0		
	トリメチルアミン	○	2	1	1		
	二酸化硫黄（燃焼生成物を除く。）	○	0	0	0		
	パラニトロトルエン	○	0	0	0		○
	フタル酸ジメチル	○	4	4	5		
	オルトーフタロジニトリル	○	1	2	2		
	ふっ化珪素	○	0	0	1		
	ふっ素	○	4	3	5		●
	2-ブトキシエタノール	○	41	42	38		
	マグネシウム	○	17	16	17		
	メタノール	○	197	198	201	○	○
	メチルイソブチルケトン	○	87	89	90	○	○
	メチルエチルケトン（別名MEK）	○	170	172	165	○	○
	メチルターシャリーブチルエーテル	○	5	5	5		
	ヨウ化メチル	○	1	1	1		
	硫化水素	○	3	3	3		●
	硫酸	○	214	219	215	○	●
	硫酸ジメチル	○	4	4	3		○
	りん化水素	○	0	1	0		
	ロックウール	○	3	2	2		
アセトン					○		
イソプロピルアルコール					○		
エチレン					○		
酢酸エチル					○		
酢酸ブチル					○	○	
酢酸メチル					○		
イソアミルアルコール					○		
エチレングリコールモノブチルエーテル						○	
蟻酸						○	
クロロメチルメチルエーテル						○	
シクロヘキサン						○	
ジアニジン						○	
チオセミカルバジド						○	
メラミン						○	
1-ナフチルアミン						○	
トリエタノールアミン						○	
1-ブタノール						○	
フルフリルアルコール						○	
硫酸ジエチル						○	
リン酸ジブチル						○	
VOC						○	
独自物質数		44物質				15物質	24物質
法及び条例に基づく報告対象物質数		562物質 (第1種及び第2種)				44物質 (第1種の一部)	462物質 (第1種)
条例に基づく報告対象物質数		606物質				59物質	486物質

: 見直し後の独自物質（案）
 : 新たにPRTR法の対象となる物質
 : 報告は求めている物質